公益社団法人日本地球惑星科学連合の共催、協賛及び後援に関する規則

平成24年9月28日　理事会制定

（趣旨）

**第１条**　この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「連合」という。）が、連合以外の地球惑星科学関連事業の共催、協賛及び後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　共催　行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての金銭的及び人的援助することをいう。

(３)　協賛　行事の趣旨に賛同し、必要に応じて金銭的及び人的援助することをいう。

(３)　後援　行事の趣旨に賛同し、必要に応じて人的援助することをいう。

（承認の基準）

**第３条**　理事会は、次の各号のいずれかに該当する行事について、共催、協賛又は後援することができる。但し、共催、協賛又は後援に伴い、連合に労務・財務負担が発生する場合、は、財務委員会と協議の上で、その決定を行うものとする。

(１)　連合の定款に定める公益事業活動推進上、有益であると認められるもの

(２)　連合の委員会又はセクションが行事の企画運営に積極的に参画しているもの

(３)　連合の加盟学協会が主催するもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催、協賛又は後援をしないものとする。

(１)　営利を目的とするもの

(２)　政治的又は宗教的な目的を有するもの

（申請）

**第４条**　連合の共催、協賛又は後援を申請しようとする者は、別に定める共催・協賛・後援承認申請書を、原則として行事の開催１箇月前までに連合会長宛に提出しなければならない。

２　理事会は、前項の申請書を受けたときは、速やかに承認するかどうかを判断し、通知するものとする。

（その他）

**第５条**　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、平成24年9月28日から施行する。